

幼児教育・保育の無償化に関するFAQ1

【認可保育所・認定こども園（保育利用）向け】

No.	カテゴリー	Q	A	担当
1	食材料費の取扱い	当園は土曜日の利用にむらがあります。説明会資料P15の3にあるような「土曜日に恒常的に利用しない利用者は減額対応可」と言う考え方では全体的に収入減となることから、「土曜利用一回につき150円」のように実費徴収をしたいのですが可能ですか。	副食費の徴収額は月額を基本とします。ただし、土曜日等、特定の日に恒常的に施設を利用しない方について、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、日数を考慮するなど、利用者間で不公平が生じない仕組みであれば、土曜日利用分に関する金額を設定することは差し支えありません。 副食費の徴収については、保護者へ事前に説明し、同意を得た上で徴収してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
2	食材料費の取扱い	徴収方法はどのような方法でも構いませんか。	徴収方法に特段の定めはありません。徴収方法について保護者へ事前に説明し、同意を得た上で徴収してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
3	食材料費の取扱い	その他の実費や延長保育料などと合わせ、一括で徴収して構いませんか。	徴収方法に特段の定めはありません。徴収方法について保護者へ事前に説明し、同意を得た上で徴収してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
4	食材料費の取扱い	徴収名目は主食費と合わせて「給食費」としてよろしいですか。	徴収名目は主食費と合わせて「給食費」として構いませんが、給食費の内訳として、主食費と副食費を明示してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
5	食材料費の取扱い	「副食費」単独で領収書が必要など、会計処理上の注意点はありますか。	領収書については、徴収名目に応じて発行してください。会計処理は主食費等その他の実費徴収と同様です。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
6	食材料費の取扱い	10月の副食費徴収は11月に行って差し支えありませんか。	徴収方法に特段の定めはありません。保護者へ事前に説明し、同意を得た上であれば、徴収時期を変更することは差し支えありません。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
7	食材料費の取扱い	無償化に伴い、新たに主食費の徴収を開始することや、従来の主食費の金額を変更することは可能でしょうか。	主食費に関する取扱いに変更はないため、無償化に伴って新たに主食費の徴収を開始したり、従来の主食費の金額を変更するなど、主食費の取扱いを変更する必要はありません。 主食費を徴収する場合の徴収額は、実際に主食の提供に要した材料の費用（実費）を勘案して定めてください。また、保護者へ事前に説明し、同意を得た上で徴収してください。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
8	食材料費の取扱い	保護者から徴収する副食費について、消費税はかかりますか。	国通知により、消費税は非課税となります。	保育・教育運営課 指導担当 045-671-3564
9	利用料の無償化における通知書等の変更について	説明会資料19ページ【今後の入所児童】の記述において、「副食費の免除対象となる児童については副食費の徴収を行わないでください」とありますが、これは10月1日以降に入園する児童についてという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、在園児童（9月30日以前から在園している児童）に対しても、副食費の免除対象となる児童については副食費の徴収を行わないでください。	保育・教育運営課 システム担当 045-671-2709

No.	カテゴリー	Q	A	担当
10	利用料の無償化における通知書等の変更について	説明会資料7ページを見ると、「副食費の免除対象者は10月までに施設にお知らせします」とあります。一方で、19ページには8月中旬にはお知らせがくるとあります。 そのため、具体的な流れを教えてください。保護者には10月から徴収を考えていますので、保護者にお知らせを出す時期を明確にしたいです。	実際の流れについては、18ページに記載されたとおり、8月中旬に副食費（予定）の項目が記載された「施設・事業利用者一覧」を送付しますので、確認をお願いします。その後、9月下旬に送付する「契約児童情報変更票」と「施設・事業利用者一覧」の内容が正しいかの確認をお願いします。	保育・教育運営課 システム担当 045-671-2709
11	公定価格における副食費の加算等について	副食費免除対象者分の請求はどのように行うのでしょうか。 また、公定価格に含まれる副食費相当額はどのように戻入するのか教えてください。	副食費免除にかかる請求ソフトの仕様については、現在検討中です。詳細は、別途通知等により周知をさせていただきます。	保育・教育運営課 給付担当 045-671-4466
12	横浜市一時保育事業等	一時保育の無償化対象に、1歳児や2歳児クラスは入りますか。	保育の必要性の認定を受けた0～2歳児クラスのお子様で市民税非課税世帯の方は無償化対象となります。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
13	横浜市一時保育事業等	幼稚園を利用しているお子様が保育園で一時保育を利用する場合、上限金額はいくらになりますか。各施設・事業ごとの上限で考えるのか、合算で考えるのか教えてください。	幼稚園を利用しているお子様の無償化上限額は、預かり保育利用分と一時保育利用分を含めて月額11,300円です。 ただし、利用している幼稚園の預かり保育が、一定基準(※)以上実施している場合は、一時保育の利用料は無償化となりません。 実務上は、保護者ごとの上限額の管理について、一時保育実施事業者が行う必要はありません。 ※一定基準：教育時間を含め一日8時間以上かつ年間200日以上	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
14	横浜市一時保育事業等	一時保育利用の3歳以上児はどのように認定を受けるのでしょうか。	一時保育を利用されている方が無償化の給付を受けるためには、横浜市から保育の必要性の認定（施設等利用給付認定2・3号）を受ける必要があります。 認定申請に必要な書類一式は、横浜市ホームページからダウンロードするか、お住まいの区の区役所のこども家庭支援課で受け取ってください。書類に必要事項を記入し、お住まいの区の区役所こども家庭支援課へ提出してください。 なお、10月から無償化の給付を受けるためには、9月までに申請書類をお住まいの区の区役所こども家庭支援課に提出する必要があります。 詳細は横浜市ホームページをご参照ください。 【横浜市ホームページ：認可外保育施設等を利用される方の無償化給付の認定申請等について】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/20190725191037795.html	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
15	横浜市一時保育事業等	領収書兼提供証明書をお渡しした後に一般的な領収書も請求された場合は、断ることは出来ますか。 ※「領収書兼提供証明書」は7月30日説明会時点での名称です。	一般的な領収書とは、無償化対象とならない保護者も含めて全ての方を対象に、従前から利用料の徴収と同時に交付しているものと想定されます。一般的な領収書の再発行などの取り扱いについては従前と変更はありません。 一方で、領収証兼提供証明書は無償化の対象となる保護者からの求めに応じて、月ごとの利用実績や支援の提供に要した費用等を記載するものであり、一般的な領収証とは異なります。 なお、ご質問を参考に、より一般的な領収証との区別がつくように、書類名を修正します。 旧：領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書 新：特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書（以下、「提供証明書」という。）	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
16	横浜市一時保育事業等	提供証明書の押印は法人の実印指定ですか。苗字の認印や、三文判でも可能ですか。	提供証明書の交付には、印鑑の指定はありませんので、従前から領収書の発行時に使用している印鑑を使用していただいて構いません。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
17	横浜市一時保育事業等	提供証明書の記入を依頼してきた方が、郵送でしか渡すことができない場合、事前に切手を請求すること、切手をいただけない場合は郵送を拒否または着払いすることは可能ですか。	交付自体を拒否することは法令違反となりますが、提供証明書の交付の方法については、園・施設の判断によるものとなります。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710

No.	カテゴリー	Q	A	担当
18	横浜市一時保育事業等	一時保育の無償化に関するポスター(園内掲示用)は、今後配布される予定はありますか。	一時保育の無償化に関する園内掲示用ポスターを配布する予定はありません。横浜市の幼児教育・保育の無償化のホームページに「認可外保育施設・一時保育事業等利用者向けチラシ」を掲載していますので、必要に応じてご利用ください。 【横浜市の幼児教育・保育の無償化のホームページ】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/kd-mushoka.html#0730	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
19	横浜市一時保育事業等	無償化に伴い、毎月提出している一時保育事業助成金報告書について書式の変更等がありますか。	現時点では一時保育事業助成金報告書の書式の変更等の予定はありません。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
20	その他	きょうだい児がともに保育所に在籍していて、在籍する上の子が3～5歳、下の子が0～2歳の場合、下の子の保育料は1人目としての金額になるのでしょうか。	現行の多子世帯の利用料負担軽減は、無償化後も変更する予定はありません。 上のお子様が無償となっても、第2子のお子様はこれまでと同様に減免されます。	保育・教育運営課 無償化担当 045-671-3710
21	その他	年度限定保育事業において、毎月の報告書及び四半期の請求書等に様式の変更はありますか。また、その通知時期はいつか教えてください。	毎月の報告書の様式変更はありません。四半期の請求書類は負担区分の追加など若干の変更があります。様式の変更は10月からを予定していますが、実際の使用時期は第3四半期の請求からのため、請求書をご提出いただく前月(12月中旬)に補助金請求の事務手続きに関する書類とともにご案内します。	保育対策課 045-671-4220